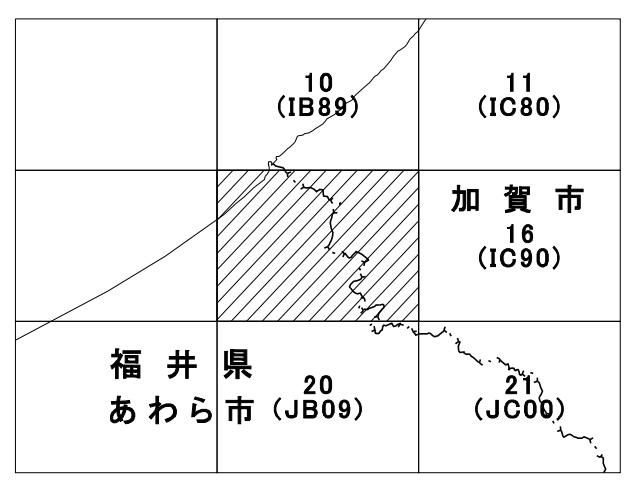


1:5,000
15 (VII-IB 99)

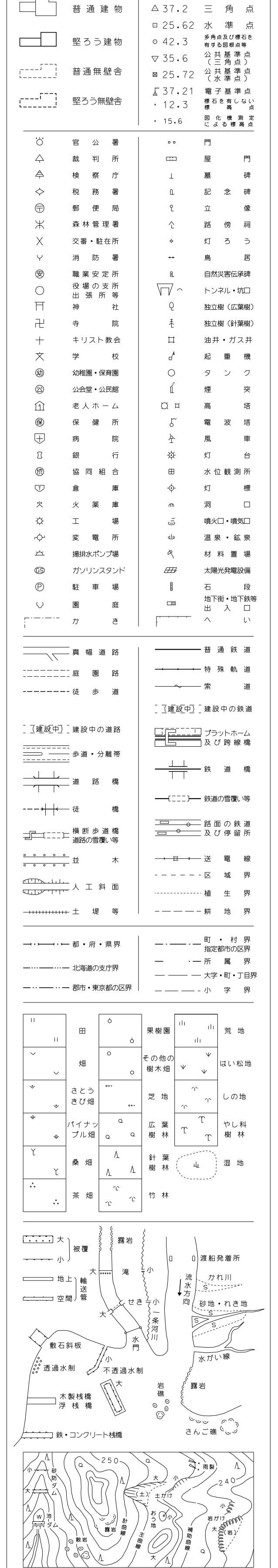
加賀市 地形図



15
(VII-IB 99)



記号



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第VII区被標系
(平面直角座標値は世界測地系による)
投影は横メートル法
図面上に表示される座標値はキロメートル単位
方角は北、50メートル×50メートル単位
高さの基準は東京潮汐水準面
等高線の間隔は2メートル

15
(VII-IB 99)

著作権所有者: 加賀市
許可なく複数を複数
「この地図は、国土土地院が作成した測量成果、石川県知事の認証を得て作成
したものである。承認番号: 第97号」

「この測量成果は、国土土地院が作成した測量成果、石川県知事の認証を得て作成
したものである。承認番号: 第97号」

「この測量成果は、国土土地院が作成した測量成果、石川県知事の認証を得て作成
したものである。承認番号: 第97号」

「この測量成果は、国土土地院が作成した測量成果、石川県知事の認証を得て作成
したものである。承認番号: 第97号」